

青色が安全・安心の まちを灯す

青色回転灯を自動車に装着した

自主防犯パトロール 実施者の手引き



岐阜県警察

【生活安全総務課】

防犯パトロールの手引き

第1

防犯パトロールの目的

- 犯罪・事故の未然防止
- 地域のみなさんの安全に対する関心を高める
- 地域の犯罪抑止機能の向上

第2

青色防犯パトロールの考え方

1 ボランティア活動としてのパトロール

- 自主的に行うものであり、特別な権限が与えられているわけではありません。
- 道路交通法等の法令を守り、安全運転に心掛けてください。

2 パトロールはできる範囲で

- 必ず二人以上で計画的に実施してください。
- パトロール中であるとよくわかる服装で、筆記用具や懐中電灯などを携行して実施してください。

3 報告連絡

- 実施前・後は、代表者に連絡をしてください。
- パトロール中に気付いた点は、記録に努め、次回のパトロールの参考にしてください。



第3

パトロールを始める前に

1 計画の策定

犯罪の発生状況や通学路などを考えたパトロールコースや時間を設定するほか、無理なく継続してできる計画を立ててください。

2 効果的なパトロール

- 住民に対して積極的な声掛けを行きましょう。
- 通学路や雑踏場所での駐留警戒を取り入れてください。
- 活動状況を記録し、警察や自治体への報告に活用してください。

3 服装・携行品

- 腕章、たすき、ジャンパーなどにより、住民の方々にパトロール実施中である事をわかるようにしてください。
- 実施者証を必ず携行してください。

(実施者証の紛失・盗難防止に配慮して大切に保管してください。)



第4

犯罪情報など実施地域の状況確認を

犯罪や事故の発生状況や危険箇所などの状況を予め警察署(交番・駐在所)で確認しておく効果的です。

※ 岐阜県警察では、

各市町村別の犯罪情勢
子どもへの声掛け事案
つきまとい事案

などの情報を安全・安心メールやツイッターtwitter

(<https://twitter.com/gpanzen>・アカウント名「@gpanzen」)で逐次発信しています。



安全・安心メール
QRコード

第5

パトロールに関する留意事項

1 主な目的は「犯罪の未然防止」

目に付くパトロールを心掛け、犯罪の未然防止を目指しましょう。

2 交通事故防止

- 交通事故に注意し、安全運転に心掛けましょう。
- 不審車両の追跡などの危険行為は絶対禁止。
(車種やナンバーを控え、警察に連絡してください。)



3 プライバシーの遵守

パトロール中に知った他人のプライバシーは厳守してください。

4 無理な行為の禁止

注意や声掛けを行う未然防止活動であり、無理強いや他人への強制行為は禁止。

5 情報交換

警察署(交番・駐在所)や隊員間での情報交換に努めましょう。

6 表示

パトロール中を示す表示をしましょう。

(「パトロール実施中」など、地域の方々に示してください。)

第6

緊急事案などへの対応

1 犯罪や事件に遭遇又は目撃したとき

- 安全な距離を保ち、事故や怪我の無いようにしてください。
- 警察(消防)へ通報してください。

2 警察や病院などへの通報を求められた場合

- 当事者の安全を確保した上で、警察署、消防署へ連絡してください。

3 不審者の発見や通報を受けたとき

- 不審者を発見したときは、安全な距離を保ち、事故や怪我の無いようにしてください。
- 不審者の行動や特徴を確認し、警察に通報してください。
- 通報後は、警察の指示に従ってください。
- 不審者の通報を受けたときには、ボランティアによる防犯パトロールであることを明確に告げてください。

第7

警察署や消防署への通報

1 警察等への通報

- 事件や事故を目撃した
- 事件や事故の届出を受けた
- 不審者を発見した
- 泥酔者、病人を発見した

などのときは、すぐに110番や最寄りの警察署などへ通報してください。
病人を発見したときには、119番通報をしてください。



110番のかけ方

- まずは落ち着いて通報しましょう。
- 警察官の質問に対して順番に答えてください。
「何がありましたか」「場所はどこですか」などと質問します。
場所がわからないときは、近くの目標物を答えてください。



2 応急の救護

- 病人や負傷者を見出し、応急の救護が必要な場合は、安静な体勢にして、119番通報をしてください。
(AEDの施設場所を知っておくのも大切です。)

第8

活動を続ける上での注意事項

次の事項に該当する場合、証明を取り消される場合があります。

- 自動車による自主防犯パトロールを停止した場合
- 継続的な自主防犯パトロールを実施していないと認められる場合
- 青色防犯パトロール講習を受講しなかった場合
(3年ごとにパトロール講習の受講が必要です。)
- 目的外の業務をかねて防犯パトロールを行った場合
- 適切な自主防犯パトロールの実施が困難であると認められる場合
- そのほか、パトロール車両等の各種基準に違反した場合や不適切な活動を行った場合

青色防犯パトロールの申請関係

■ 岐阜県警察ホームページ

「岐阜県警 青パト」で検索

■ 申請窓口 (最寄りの警察署生活安全課) 地域安全シンボルマーク

